

告示第39号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定により下記の者は、令和4年5月13日現在、住所地に居住していないため住民票を職権で消除したので住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により告示する。

令和4年5月13日

一宮町長

馬淵昌也



記

住 所	氏 名	生 年 月 日
一宮町一宮2638番地5 三成ビル303号室	嘉勢 太務	昭和59年6月15日
一宮町宮原797番地 シェアファクトリ上総一ノ宮107号室	清宫 瑛太	昭和58年10月11日